

災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集運搬に関して、大阪府（以下「甲」という。）が一般社団法人大阪府清掃事業連合会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により一時的に大量に発生する破損又は汚損した一般廃棄物および避難所等から排出される一般廃棄物（し尿を除く）をいう。

3 この協定において「協力」とは、災害廃棄物の収集運搬を行う行為をいう。

(協力の要請)

第3条 甲は、府内の被災市町村から災害廃棄物の収集運搬について協力要請があったときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定による乙への協力の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 被災市町村と乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、甲からの協力要請に備え支援体制の整備に努めるとともに、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限りこれに応ずるものとする。

2 乙は、災害廃棄物の収集運搬にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害の発生時に円滑な協力が得られるように、乙に府域の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施の報告)

第 6 条 乙は、災害廃棄物の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第 7 条 第 3 条に規定する要請に基づき乙が実施した協力に要する費用については、乙と当該被災市町村で協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第 8 条 この協定に伴う事務は、甲においては大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課、乙においては一般社団法人大阪府清掃事業連合会事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物（し尿を除く）を所管する組織を充てるものとする。

(協議)

第 9 条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第 10 条 この協定は、平成 29 年 8 月 4 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 8 月 4 日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 一般社団法人 大阪府清掃事業連合会
会長 大前 清彦